

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて

平成 20 年 3 月 31 日
行政改革推進本部決定

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである。

【別表】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
警察庁	警備業法第23条第3項	有限責任中間法人警備員特別講習事業センター 有限会社航空保安警備教育システム	・警備業務に関する講習会	登録	・講習手数料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条5項	(財)保安電子通信技術協会	・遊技機の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務	指定	・試験料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
警察庁	道路交通法施行令第8条第2項	(財)北海道盲導犬協会 (財)栃木盲導犬センター (財)中部盲導犬協会 (財)関西盲導犬協会 (財)九州盲導犬協会 (財)アイメイト協会 (財)日本盲導犬協会 社会福祉法人兵庫盲導犬協会 社会福祉法人日本ライトハイス	・盲導犬の訓練 ・盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定	指定	・認定料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
警察庁	道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号	(財)日本交通管理技術協会	・原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験	指定	・試験料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
警察庁	道路交通法施行令第39条の5第1項第3号	(社)日本自動車連盟	・外国等の行政庁等発行の運転免許証の日本語による翻訳文の作成	指定	・発行手数料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
金融庁	貸金業の規制等に関する法律第24条の7第10項	(社)日本クレジット産業協会 (社)リース事業協会 (社)全国信販協会	・貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務	指定	・講習手数料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
総務省	消防法施行令第3条第1項	(財)日本防火協会	・防火管理者の講習	登録	・講習手数料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
総務省	消防法施行規則第4条の2の4第4項	(財)日本消防設備安全センター	・防火対象物点検資格者の講習	登録	・講習手数料及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
総務省	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第1項	(財)自治体衛星通信機構	・公的個人認証サービスの電子証明書の発行等に係る電子計算機処理等の事務	指定	・(財)自治体衛星通信機構の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
文部科学省	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条第5項 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項 核原料物質の使用に関する規則第3条第5項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第20条第4項第7号ただし書、第22条第2項第3号ただし書及び第26条第1項第5号	(財)放射線影響協会	・放射線業務従事者に係る放射線管理記録(線量記録、健康診断記録)の管理保管	指定	・指定基準の基本的事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	製菓衛生師法第4条第2項	(未指定)	・製菓衛生師試験事務	指定	・指定試験機関の参入を促すため、指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中を目途に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中を目途に措置】
厚生労働省	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年厚生省告示第百八号)第2条	社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	・手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等 ・手話通訳技能認定試験の合格者登録	認定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	職業能力開発促進法第47条第1項	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 日本ウィンドウ・フィルム工業会 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	・技能検定の実施	指定	・規制改革・民間開放推進会議等の指摘を踏まえつつ、更なる民間参入を図るべく、指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	保健師助産師看護師法第21条第2号	(財)復光会 医療法人横山厚生会 学校法人獨協学園 (財)京都中央看護師養成事業団 学校法人福岡保健学院 (社)和歌山県病院協会 (財)シルバーリハビリテーション協会 学校法人高知中央高等学校 学校法人聖路加看護学園 学校法人北里学園 他931施設	・看護師の養成	指定	・(財)復光会の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6	(社)全国ビルメンテナンス協会 (社)全国建築物飲料水管理協会 (社)日本ペストコントロール協会	・登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定 ・登録業者の求めに応じて行う業務指導 ・登録業者の従事者に対する技能研修 ・登録業者の従事者の福利厚生 ・附帯事業	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・(社)全国ビルメンテナンス協会及び(社)日本ペストコントロール協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の4	(財)ビル管理教育センター (社)全国ビルメンテナンス協会 有限責任中間法人日本ダクトクリーニング協会	・ダクト清掃作業監督者講習等に関する事務	登録	・(社)全国ビルメンテナンス協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の4	(財)ビル管理教育センター (社)全国ビルメンテナンス協会 有限責任中間法人全国管洗浄協会	・排水管清掃作業監督者講習等に関する事務	登録	・(社)全国ビルメンテナンス協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則第3条第3号のハ	(未指定)	・家庭用品衛生監視員の養成	指定	・指定制を廃止する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	(社)全国シルバー人材センター事業協会	・啓発活動 ・研修 ・連絡調整、指導等 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	(財)介護労働安定センター	・情報・資料の収集、提供 ・事業主に対する援助 ・給付金支給 ・調査研究 ・相談等 ・教育訓練 ・その他の必要な業務	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	老人福祉法第28条の2	(財)長寿社会開発センター	・啓発普及 ・老人健康保持事業の実施 ・老人健康保持事業者に対する援助 ・調査研究 ・研修 ・助成 ・その他必要な業務	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・(財)長寿社会開発センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。また、同センターの理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9	(財)全国生活衛生営業指導センター	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生営業全般の情報提供、調査研究等 都道府県指導センターの事業の連絡調整、指導 生活衛生同業組合連合会相互の連絡調整、指導 標準営業約款の作成 都道府県指導センターの経営相談員等の養成 技術的指導 附帯事業 	指定	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生規則第14条第2項第1号、第2号 労働安全衛生規則第14条第2項第1号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定める告示 労働安全衛生規則第14条第2項第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修	学校法人産業医科大学 (社)日本医師会 都道府県医師会(47)	<ul style="list-style-type: none"> 産業医の講習 	指定	<ul style="list-style-type: none"> 事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生法第99条の2第1項	(注)	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習 	指定	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生法第99条の3第1項	(社)日本クレーン協会 (社)ボイラ・クレーン安全協会 (財)江南クレーン技能教習所 コマツ教習所株式会社 (社)奈良県労働基準協会 (社)鳥取県労働基準協会 (社)島根県労働基準協会 (社)徳島県労働基準協会連合会 (社)熊本県労働基準協会	<ul style="list-style-type: none"> 就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習 	指定	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第11条第10号	(財)労働安全衛生研修所	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	(社)日本医師会 (社)日本歯科医師会 (社)全国労働衛生団体連合会 学校法人産業医科大学	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程第4条	(社)日本医師会 (社)日本歯科医師会 (社)全国労働衛生団体連合会 学校法人産業医科大学	・労働衛生コンサルタント試験に係る講習	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	作業環境測定規則第5条の2	学校法人北里学園 学校法人産業医科大学	・第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	認定	<ul style="list-style-type: none"> ・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	作業環境測定法施行規則第17条第2号	(社)日本作業環境測定協会	・作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	作業環境測定法施行規則第17条第18号	(社)日本作業環境測定協会	・作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	指定	・講習については、指定等に基づく事務・事業としては廃止することを前提に検討し、所要の措置を講ずる。【平成20年度中に結論・措置】
厚生労働省	発破技士免許試験規程第4条	(社)青森県火薬類保安協会 (社)群馬県火薬類保安協会 (社)岐阜県火薬類保安協会 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 (社)高知県火薬類保安協会	・発破技士免許試験の受験資格に係る実技講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程第3条第2号	学校法人電波学園東海工業専門学校 国立大学法人三重大学 他19施設	・二級ボイラー技士免許試験の受験資格に係る実技講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生規則別表第9資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修第1条第1項第3号	(社)仮設工業会	・計画作成参画者の研修	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	安全衛生推進者の選任に関する基準	(社)君津製鉄安全衛生協力会 (社)青梅労働基準協会 (社)三鷹労働基準協会 (社)池袋労働基準協会 (社)新宿労働基準協会 (社)品川労働基準協会 (社)三田労働基準協会 (財)地方公務員安全衛生推進協会 (社)名北労働基準協会 (社)半田労働基準協会 他17法人	・安全衛生推進者等の養成に係る講習	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について 有機溶剤中毒予防規則第18条の2第1項第1号の確認者にかかる労働省労働基準局長が定める講習について	(社)日本作業環境測定協会	・局所排気装置の性能の確認者の講習	指定	・講習については、指定等に基づく事務・事業としては廃止することを前提に検討し、所要の措置を講ずる。【平成20年度中に結論・措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	理容師法第5条の3	(財)理容師美容師試験研修センター	・理容師の登録事務	指定	・(財)理容師美容師試験研修センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	美容師法第5条の3	(財)理容師美容師試験研修センター	・美容師の登録事務	指定	・(財)理容師美容師試験研修センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)
厚生労働省	作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第2条第3項第1号	(社)日本作業環境測定協会	・作業環境測定機器の較正	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	勤労者財産形成促進法第9条第3項 勤労者財産形成促進法施行規則第24条	財形住宅金融株式会社	・住宅資金貸付	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条	(財)テクノエイド協会	・助成 ・情報の収集、提供等 ・福祉用具の効果の評価 ・情報の提供等 ・附帯事業	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	介護保険法施行規則第65条の2	(社)国民健康保険中央会	・介護給付費の審査及び支払に関する事務の一部	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定め、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	医薬品等に使用することができる タール色素を定める省令別表第4部 薄層クロマトグラフ用標準品の項 薄層クロマトグラフ用標準品を製造 する者の登録に関する省令	(財)日本公定書協会	・薄層クロマトグラフ用標準品の製造、販売	登録	・(財)日本公定書協会の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	薬事法第41条第1項 日本薬局方 一般試験法の部9.01標 準品の条 日本薬局方標準品を製造する者の 登録に関する省令	(財)日本公定書協会	・日本薬局方標準品の製造、頒布	登録	・(財)日本公定書協会の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)
農林水産省	木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第17条第1項	(財)日本木材総合情報センター	・債務保証 ・情報の提供、需給の開拓 ・連絡調整、助言・指導等	指定	・(財)日本木材総合情報センターの監事について、平成20年度中に府省出身者又は業界関係者以外の者を登用するよう指導する。
経済産業省	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化 に関する法律第13条	(社)日本ゴルフ場事業協会	・会員制事業者に対する指導、勧告等 ・会員等からの苦情解決 ・預託金等に係る会員制事業者の債務の保証 ・会員制事業に関する広報 ・その他必要な業務	指定	・(社)日本ゴルフ場事業協会の監事について、平成20年度中に府省出身者又は業界関係者以外の者を登用するよう指導する。
経済産業省	特定放射性廃棄物の最終処分に関 する法律第58条第2項、第75条第1 項	(財)原子力環境整備促進・資金管理 センター	・最終処分積立金の管理 ・最終処分積立金の取戻しに関して、取り戻され た最終処分積立金の額に相当する金額が確実に 最終処分業務の実施に必要な費用に支出され ることの確認	指定	・(社)原子力環境整備促進・資金管理センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数の合計を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
経済産業省	原子力発電における使用済燃料の 再処理等のための積立金の積立て 及び管理に関する法律第5条第2 項、第10条第1項	(財)原子力環境整備促進・資金管理 センター	・使用済燃料再処理等積立金の管理 ・使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関し て、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の 額に相当する金額が確実に再処理等に要する 費用に支出されることの確認	指定	・(社)原子力環境整備促進・資金管理センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数の合計を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
経済産業省	電気事業法施行規則第96条	関西電気工事工業共同組合 他47法人	・保守管理業務	指定	・報告に係る規定を法令に定め、法人に対する指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
経済産業省	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第6条第5項 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条第5項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条第5項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条第5項 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条第5項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第13条第5項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条第5項 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第25条第5項	(財)放射線影響協会	・放射線業務従事者に係る放射線管理記録(線量記録、健康診断記録)の管理保管	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
国土交通省	タクシー業務適正化特別措置法第34条	(財)東京タクシーセンター (財)大阪タクシーセンター	・指導 ・研修 ・苦情処理 ・共同施設の設置、運営	指定	・(財)東京タクシーセンター及び(財)大阪タクシーセンターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
国土交通省	気象業務法第24条の28	(財)気象業務支援センター	・情報の提供 ・調査、研究 ・相談等 ・研修 ・その他必要な業務	指定	・研修料金及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条	(社)高層住宅管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、勧告等 ・苦情解決 ・調査、研究 ・研修 ・債務保証業務 	指定	・研修料金及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
国土交通省	旅行業法第22条の2、第22条の3	(社)日本旅行業協会 (社)全国旅行業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の解決 ・研修 ・弁済業務 ・指導 ・調査、研究、広報 	指定	・研修料金及びその積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
国土交通省	船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条	(財)日本船員福利雇用促進センター	<ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓 ・職業紹介等 ・技能訓練 ・その他必要な業務 	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
国土交通省	住宅の品質確保の促進等に関する法律第82条	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理の業務の実施に要する費用の助成 ・住宅紛争処理に関する情報・資料の収集、整理、提供 ・調査、研究 ・紛争処理委員等に対する研修 ・紛争処理業務についての連絡調整 ・評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言、苦情処理 	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
国土交通省	宅地建物取引業法第34条の2	(財)東日本不動産流通機構 (社)中部圏不動産流通機構 (社)近畿圏不動産流通機構 (社)西日本不動産流通機構	・登録 ・情報提供 ・統計の作成その他取引の適正化及び流通の円滑化を図るための必要な業務	指定	・登録料の積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
国土交通省	租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第10号イ、第21条の19第2項第10号イ 「優良建築物の建築事業に関する建設大臣の証明に係る審査補助事務等について」(平成6年7月26日建設省経企発第16号)	(社)全国住宅建設産業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全日本不動産協会 (社)日本住宅建設産業協会 (社)不動産協会	・優良建築物の建築事業に対する譲渡に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務	指定	・廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる。【平成20年度中に措置】
国土交通省	租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第12号イ(3)、第21条の19第2項第12号イ(3) 「公共施設整備に関する建設大臣の証明に係る審査補助事務等について」(平成6年7月26日建設省経企発第17号)	(社)全国住宅建設産業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全日本不動産協会 (社)日本住宅建設産業協会 (社)不動産協会	・公共施設整備を伴う一団の宅地造成事業に対する譲渡に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務	指定	・廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
国土交通省	租税特別措置法施行規則第24条の4第3項 「地価税5分の1特例制度に係る審査補助事務等について」(平成9年6月13日建設省経宅発第97号、建設省都区発第44号、建設省住民発第17号)	(社)全国住宅建設産業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全日本不動産協会 (社)日本住宅建設産業協会 (社)不動産協会 (財)区画整理促進機構	・地価税5分の1特例制度についての優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務	指定	・廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる。【平成20年度中に措置】
国土交通省	租税特別措置法施行規則第13条の3第8項第1号イ(3)、第13条の3第8項第2号口、第21条の19第9項第1号イ(3)、第21条の19第9項第2号口 建設省告示第1240号(昭和54年7月18日)	(社)全国住宅建設産業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全日本不動産協会 (社)日本住宅建設産業協会 (社)不動産協会 (財)区画整理促進機構	・確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定事務	指定	・廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる。【平成20年度中に措置】
国土交通省	租税特別措置法施行規則第17条の2第2項、第17条の2第3項、第22条の5第2項、第22条の5第3項 建設省告示第1126号(平成6年3月31日)	(社)全国住宅建設産業協会連合会 (社)全国宅地建物取引業協会連合会 (社)全日本不動産協会 (社)日本住宅建設産業協会 (社)不動産協会 (財)区画整理促進機構	・特定住宅地造成事業等に対する譲渡に関する国土交通大臣の認定に係る審査補助事務	指定	・廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
国土交通省	道路運送車両法第25条	(財)関東陸運振興財団(他50財団) 奈良県自動車整備工業協同組合	・ナンバープレートの交付代行	指定	・(財)長野県自動車標板協会、(財)新潟県自動車標板協会、(財)福岡県自動車標板協会及び(財)鹿児島県自動車標板協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。また、同財団の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
国土交通省	航空法第20条第1項	(財)航空振興財団 (株)日本航空インターナショナル 全日本空輸(株) 日本貨物空港(株) 朝日航洋(株) 三菱重工業(株) 富士重工業(株) 川崎重工業(株) (株)石川島播磨重工業 (株)ブリヂストン 他103法人	以下の能力について技術上の基準に適合する事業場として国から認定を受け、当該認定に係る業務を実施した場合、国の検査等を一部省略できる。 ・航空機の設計及び設計後の検査の能力 ・航空機の製造及び製造後の検査の能力 ・航空機の整備及び整備後の検査の能力 ・航空機の整備又は改造の能力 ・装備品の設計及び設計後の検査の能力 ・装備品の製造及び完成後の検査の能力 ・装備品の修理又は改造の能力	認定	・(財)航空振興財団の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。また、同財団の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
国土交通省	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条	(財)日本建築防災協会	・耐震改修に関する債務保証 ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供 ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究 ・附帯業務	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
環境省	悪臭防止法施行規則第22条第2項	(社)におい・かおり環境協会	・臭気判定士免状の交付	指定	・手数料の積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】
環境省	土壌汚染対策法第20条	(財)日本環境協会	・土壌汚染の除去等を行う者等に助成を行う都道府県等に対する助成金の交付 ・汚染の除去等の措置等について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言 ・土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識の普及、国民の理解の増進	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項	(財)クリーンいわて事業団 (財)大分県環境保全センター (財)長野県廃棄物処理事業団 (財)愛媛県廃棄物処理センター (財)香川県環境保全公社 (財)新潟県環境保全事業団 (財)エコサイクル高知 (財)兵庫県環境クリエイトセンター (財)三重県環境保全事業団 (財)かながわ廃棄物処理事業団 他9法人	・廃棄物の処理、施設の建設、改良、維持管理	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項	(財)日本容器包装リサイクル協会	・特定事業者からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】

(注) 今回の見直しの対象外である労働災害防止団体に基づいて設立された法人以外の法人は指定されていない。